

議案第 3 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成 22 年 6 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第  
34 号）の一部を次のように改正する。

別表市川市鬼高小学校放課後保育クラブの項中「130 人」を「210 人」  
に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

## 理 由

今後見込まれる入所希望者の増加に対応するため、鬼高小学校放課後保育クラブの定員を増員する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。